

第 1 3 5 回

杉並区都市計画審議会議事録

平成 1 7 年(2005 年) 1 1 月 1 1 日(金)

議 事 録

| | | |
|------|-----|--|
| 会議名 | | 第135回杉並区都市計画審議会 |
| 日時 | | 平成17(2005)年11月11日(金)午後2時から4時30分 |
| 出席者 | 委員 | 〔学識経験者〕 黒川・内田・村上・石川・陣内 〔区 民〕 田木・徳田・武井・中村・大村・栗原・ * * * 〔区議会議員〕 はなし・小川・佐々木・藤原・山崎・斉藤・ 今井 〔関係行政機関〕 古家・石田 |
| | 説明員 | 〔政策経営部〕 企画課長 〔危機管理室〕 * * * * 〔区民生活部〕 産業振興課長、生活経済課長 〔都市整備部〕 都市整備部長、土木担当部長、まちづくり担当部長、 都市計画課長、調整担当課長、まちづくり推進課長、 拠点整備担当課長、住宅課長、建築課長、建設課長、 交通対策課長、維持課長、公園緑地課長、緑化担当課長 生活道路整備課長 〔環境清掃部〕 環境清掃部長 環境課長 |
| 傍聴 | 申請 | 42名 |
| | 結果 | 42名 |
| 配付資料 | | <p>郵送分</p> <p>1. 高井戸東一丁目地区地区計画等の案の策定について 高井戸東一丁目地区地区計画等の案の策定について 資料1-1 計画書(案) 資料1-2 計画図1、2、3(案) 資料2 用途地域等の変更案(対照表、図面) 資料3 高井戸東一丁目地区地区計画の原案に対する意見書の要旨 及び区の見解について</p> <p>2. 放射第5号線について 放射第5号線について 資料1 「放射第5号線事業推進のための検討協議会」スケジュール(案) 資料2-1 測量結果について 資料2-2 個別相談会について 資料2-3 事業認可申請について 資料2-4 検討協議会と事業認可について(模式図)</p> |

| | |
|------|--|
| 配布資料 | <p>3. 東京外かく環状道路について 東京外かく環状道路について</p> <p>資料1 東京外かく環状道路の計画のたたき台 資料2 東京外かく環状道路に関する方針について 資料3 東京外かく環状道路に関する方針について 資料4 青梅街道インターチェンジに係る杉並区の方針 資料5 東京外かく環状道路についての考え方 資料6 外環の計画概念図を公表します</p> <p>席上配布 第134回杉並区都市計画審議会における質問と回答</p> |
| 議事日程 | <p>1. 審議会成立の報告 2. 開会宣言 3. 議席の決定 4. 署名委員の指名 5. 傍聴申出の確認 6. 議題の宣言 7. 議事 (1) 報告 ア. 高井戸東一丁目地区地区計画等の案の策定について イ. 放射第5号線について ウ. 東京外かく環状道路について</p> <p>8. 事務局からの連絡 (1) 次回の開催予定 9. 閉会の辞</p> |

| 発言者 | 発言内容 |
|--------|--|
| 都市計画課長 | <p>それでは、定刻になりましたので、会議の開会をお願いいたします。</p> <p>本日は 委員から所用のため欠席とのご連絡をいただいております。ただ、まだお見えになっていない委員がお2人いらっしゃいますが、都市計画審議会、全21名の委員のうち、18名の委員がご出席されておりますので、第135回杉並区都市計画審議会は有効に成立してございます。</p> |
| 会 長 | <p>それでは、ただいまから第135回杉並区都市計画審議会を開催します。審議に先立ちまして、何か報告する事はございますか。</p> |
| 都市計画課長 | <p>審議会運営規則第11条第2項に基づきまして、本日の署名委員の指名をお願いいたします。</p> |
| 会 長 | <p>本日の署名委員としては、はなし委員にお願いしたいと思います。よろしく お願いいたします。</p> <p>次に、本日の傍聴の申し出はどうなっていますでしょうか。</p> |

| 発言者 | 発 言 内 容 |
|-----------|---|
| 都市計画課長 | 本日、さん他30名の方から傍聴の申し出がありました事をご報告させていただきます。 |
| | また、傍聴人のさん他2名の方から会議をテープ録音したい旨の許可願が出されております。 |
| 会 長 | ただいま事務局からありましたが、今日は特に非公開とするような事はありませんので、公開にさせていただきたいという事でよろしいですか。 (異議なし) |
| 会 長 | それから、テープ録音したいという事ですが、特に支障はないと思いますので、よろしいですか。 (異議なし) |
| 会 長 | それでは、傍聴とテープ録音は許可いたします。 事務局から本日の議題の宣言をお願いします。 |
| 都市計画課長 | 本日の議題でございますが、先日の都市計画審議会で報告の途中となっております、高井戸東一丁目地区地区計画等の案の策定について、そして、同じく報告事項といたしまして、放射第5号線について、それから東京外かく環状道路についてでございます。 資料につきましては、お手元の配付資料一覧でご確認いただきたいと思います。 なお、放射5号線の前回の資料をお送りしてございませんでしたので、本席上に配付させていただいております。 |
| 会 長 | よろしいですか。それでは、議事に入りたいと思います。 始めに高井戸東一丁目地区地区計画について、前回、説明を受けましたが、追加説明等がありましたら、報告をお願いしたいと思います。 |
| まちづくり推進課長 | それでは私から、高井戸東一丁目地区地区計画等の案の策定についてご報告させていただきます。 前回、時間が無く、途中の状態になっておりましたので、今回、補足させていただきます。 まず、資料でございますが、既に前回やった資料を今回もお送りさせていただきましたが、画像の説明資料、それから参考資料については、今回、省略させていただきました。 それでは、前回に引き続きまして説明させていただきます。 |

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

前回、各委員からご質問がございましたので、今日、席上に配付してございます、「第134回杉並区都市計画審議会における質問と回答」という資料を主に説明していきたいと存じます。

それから、資料1-1の計画書案をご覧になっていただきたいと存じます。前回、委員からご指摘がございました、「地区施設の整備の方針」というところで、1から4まで書いてございますが、非常にわかりにくい表現については改めました。2のところでございます。アンダーラインが引いてございます。「地区外周部においては、既存の並木を保全するとともに外周道路及び」という事で、表現を改めさせていただきましたので、ご報告申し上げます。

それでは、お手元の資料についてご説明いたします。

前回、途中でしたが、各委員から質問がございました。

まず、委員から6件、私どもで整理させていただきました。

1点目が、避難場所として、今まで担保されてきたものが、どのように確保されるのかという事でございます。これについては、回答を見ていただきますと、区としましては、災害に強いまちづくりを基本的な方針のひとつと掲げてございます。都と区が協議し、事業者へ強く指導してきました。その結果、避難有効面積は少なくなりましたが、避難場所としての機能は維持されることになりました。1人当たりの避難有効面積につきましては、記載のとおり、基準値で1㎡以上でございますが、計画では、1人当たり1.1㎡を確保出来ております。

それから、2点目でございますが、避難対象区域は、今回の地区計画に伴って変わるかわからないのかというご質問でございます。右のほうの回答でございますが、今回、避難対象区域が変わるという事はございません。

それから、3番目は、地区施設の整備方針の中で「道路拡幅を行い」と書いてございますが、どのように整備するのかというご指摘ございました。これにつきましては、先ほど資料1-1で改めさせていただきましたが、ご指摘の点について、地区計画の計画書を誤解のないように改めさせていただきました。基本的には、現状のケヤキ並木の保存を優先させるという事でございます。

4点目が、既存の並木の永続性について、どのように確保する方針なのかというご質問でございます。この回答でございますが、外周道路の内側に地区施設として、幅3.5mの歩道状空地を設ける事で、歩行者の安全を図っていき

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

たいという事でございます。

なお、この管理につきましては、区と管理協定の締結等を行った上で、管理組合による維持管理を通じ、並木の永続性を確保していきたいと考えてございます。これらの並木の維持管理費につきまして、区は事業者が行った試算の提示を受けてございます。管理組合によって、維持管理が十分可能であると考えております。

それから、裏面のほうにございます、5番目でございますが、補助第215号線は、東京都の方針にもあるように、平成27年までに優先的に整備すべき路線に含まれていないと。したがって、南側の崖線緑地を保全するために、そこを整備しないのであれば、北側の並木は切らずにおくべきではないかというご質問でございます。南側の崖線緑地につきましては、柏の宮公園等と連続した緑を形成しているという事から、都市計画道路の暫定的な整備のために、土地の改変や樹木等の伐採を行う事は好ましくないと判断してございます。

一方、補助第215号線の暫定整備につきましては、北側道路の接合部分について、地区内で発生する交通の受け皿として機能させていく計画から、自動車の通行を可能にする必要がございますので、整備させていただくと。

なお、当整備に伴う影響は、交通に支障をきたす樹木のみにとどめ、可能なものについては移植するという考えでございます。

6点目の地区施設の公園として、1号、2号、3号の緑の連続性が極めて大切であるという事で、プールがあるところは地形上の勾配上、物理的に緑地の担保が非常に困難になっている云々と書いてございます。これについての回答でございますが、このご指摘の場所につきましては、既存のプールが南側の道路近くまで迫っておりますので、まとまった樹林地が存在してございません。この計画ではプールを撤去するとともに、緑の連続性という観点から、樹木を配置して園道を整備するよう、幅10m以上の空間を公園として確保していきたいと考えております。

なお、プールの撤去後、斜面につきましては出来る限り緑化し、公園と一体となった緑の空間を確保する考えでございます。

以上が 委員でございます。それから 委員から、地元の主だった方からはどのような意見があったのか、また、それらの意見に対して、区はどのように回答しているのかというご質問がありましたが、なかなか主だった方とい

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

うのは難しい質問でございます。地元町会の役員の方々から出てございますのは、少子高齢化の下、人口の減少による商店街及び地域の衰退が目に見える今日、こういった計画による、地震、災害に強い集合住宅を作り、人口増があれば、今後の地域の活性化に大いに役立つと考える、さらに、グランド周辺の道路の整備、それから浜田山駅の混雑緩和等の問題にも配慮をするように、といった趣旨の賛成意見をいただいております。

区としては、これまで災害に強く、ゆとりのある住宅市街地の形成という点で十分配慮し、対応してまいりましたが、例えば浜田山駅南口の問題等につきましては、引き続き最大限の努力をしていきたいと存じます。

次に、委員からのご質問がございました。

まず1点目が、第一種低層住居専用地域内に、島状に第一種中高層住居専用地域が突然出来る事の不自然さに対する区の考え方という事でございますが、これは本区域を住宅地に転換するに当たりまして、地域の貴重な緑、この保全をはじめ、道路・公園等の都市基盤の整備、オープンスペースの確保により、広域避難場所としての機能維持を図っていく。そのためにも一定の土地の高度利用や容積の移転が必要であるという事から、この区域に定めた容積率の制限、ひとつは土地区画整理事業を前提とし、その区域の容積率の制限を超えない範囲で、駅に近い北側のエリアを第一種中高層住居専用地域に変更するという事でございます。

以上の変更は、杉並区のまちづくり基本方針に位置づけられてございます、「身近な生活拠点」としての浜田山駅周辺における近隣商業に、第一種中高層住居専用地域が今後、連続していく事も視野に入れているものでございます。したがって、今回の地区計画の決定、それから用途地域等の変更は適正なものであると考えております。

それから、2点目でございますが、避難場所の有効面積の確保をしていないではないか、という区民からの疑問に対し、区はしっかり答える必要があるというご質問でございます。当計画における避難有効面積は、先ほど言いましたが、避難場所を所管している東京都の基準、1人当たりの避難有効面積1㎡を満たすという事で、1人当たり1.1㎡を確保してございます。

また、避難有効面積の算出につきましては、既にその根拠となる考え方と手順も含め、住民説明会等でお示ししているところでございます。

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

そして、先ほどからご説明しているのは、地区計画に関する質問でございますが、それ以外は「その他の質問」という事で分けさせていただきました。一番裏をご覧いただきたいと存じます。委員から、クラブハウスは昭和初期の大変貴重な建物、建築の財産と思う。杉並区として、この建物を生かす方法を検討し、議論していただきたいというご意見でございます。

クラブハウスの今後につきましては、事業者の意向を尊重せざるを得ないと考えてございます。現在、事業者のグラウンドは閉鎖してございますので、今後の利用用途、耐震性、経済的な負担等の事由により、クラブハウスの存続が困難という結論を下しているところでございます。そこで、区としましては、所有者に対し、当該建物の歴史等について十分調査を行い、記録にとどめるよう要請しており、事業者もその記録作業を進めているところでございます。

それから、委員のその他の質問が4点ばかりでございます。1点目が、まちづくり専門部会で、「申し出の中には、生態系の保全、道路整備等、考慮すべき内容が含まれている」という事だが、それらについて、今後どのように対応していくのかというご質問でございます。当該地域における生態系の保全につきましては、南側崖線に存在する樹木等の大部分を保全する計画でございますので、ケヤキや桜並木の保全を含め、生態系に十分配慮したものになっているという考えでございます。引き続き、生態系の保全に努めてまいりたいと存じます。

また、周辺の道路整備等に係わる内容につきましては、直ちに実現する事は難しい問題でございますから、今後、誠意を持って解決に向けて取り組んでいきたいと存じます。

それから、2点目が、自衛隊の大型ヘリコプターがNHKグラウンドに発着出来ると言っているが、自衛隊のどこの部署が回答したのかという事でございます。回答は陸上自衛隊の第1普通科連隊第3科からでございます。

3点目に、水害対策は非常に大きな区民の関心である。そういった安全・安心という観点から計画の検討がなされたのかという事でございます。区は事業者に対しまして、区域内の緑を出来る限り増やすとともに、建物の屋上緑化、雨水浸透施設等の設置を行う事で雨水を地中にしみ込ませ、流出を抑える対策を積極的に講ずるよう、既に指導を行っているところでございます。事業者もこうした区の基本的な考え方を了承しておりまして、具体的な設計の段階で積

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

極的に対応していくという事になります。

4点目が、道路条件が悪い中、このような大きな工事をやるとしたら、10トン車が通ると想像するが、不可能ではないだろうか。そういった不可能な事を想定して計画を進めているのかというご質問でございます。工事に当たっての車両交通につきましては、交通管理者、道路管理者とも十分協議し、周辺住民の安全・安心を出来る限り損なわないよう対処します。また、今後、具体的な安全対策につきましては、事業者から周辺住民に説明させるという事でございます。

以上が前回の補足でございます。

会 長 補足説明は以上ですか。

では、ご質問をどうぞ。

委 員 今のお答えに関しまして、わからないところがございますので、若干質問させていただきます。

まず、今回の地区計画の目標の最初にうたわれているのが、避難場所に指定されていると。避難場所として、そして避難路としての機能というものを、地区計画の目標の第一番に掲げておられるわけでございます。

私の質問も、避難有効面積が1.1㎡/人という、基準値が1.0㎡/人ということですから、わずかに0.1という、かなり際どい、ぎりぎりの基準値という事でございますので、ここに関しては、厳密に、明確にしていかなければいけないという趣旨から、先日ご質問させていただきました。依然としてわからない事がございますので、つけ加えさせていただきます。

私の質問と並びまして、委員から有効面積を確保していないのではないかという区民の疑問という事が出されまして、今のお答えでは、しっかり算出しております、という事でしたが、私は先日、改めて算出基準の資料というものをを見せていただいたわけです。

それによりますと、実質的に避難出来ない水、池、それから崖とか急傾斜地、こういう利用出来ないものは、それは利用出来ないものとする、と明確に書いてございます。それから、樹林とか駐車場は、樹木や車ですから、当然、そこに人が避難出来ないわけで、利用可能率を50%にするという事がいただいた資料に明示してございます。

ところが、避難有効面積概略図というのを見ますと、神田川沿いに崖線がずっ

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

と帯状に続くわけでございますが、この崖線部分が、避難有効面積の準安全面積域というものにすべて含まれております。つまり、この色を見る限り、ゼロではないという形、この部分も面積に含まれているのではないかとと思われるわけでございます。

それから、池とか、そういう水の部分というのも、全部、同じ色に塗られてございますから、果たして、それが省かれているのかどうかという事も、この図面からはわかりません。

それから、ここに非常にいい樹林が当然ございますが、樹木、そこには人が避難出来ないわけで、50%を差し引きなさいという事でございますが、ゼロではない、半分の50%、そのあたりもわかりません。

今までのように2.15㎡/人という事で、割にゆったりとした避難有効面積、基準値よりも2倍あるという事でしたら、このような細かなご質問はしないわけでございます。何しろ0.1㎡という際どい数字でございから、そのあたりを正確にですね、恐らく、東京都はこれで大丈夫というふうに、自信を持って出されているわけでございます。それと、ここは多くの方の人命を守る場所でございますから、この数字に関しましては、今、申し上げたことも含め、本当にクリアしているのかどうかを、再度、この都市計画審議会で明確に図面、算定根拠、水も含めて、きちっとした、しっかりとしたデータと図面を基に、1.1㎡/人がこういう形でクリアされているという資料を出していただきたいと思っております。

先日出していただきました、避難有効面積の概略図というのは、本当に概略でございまして、大変申しわけございませんが、これではわかりません。0.1という微妙な数字の根拠を、この図面から判読する事は大変困難だと思います。したがって、私は0.1という、その小数点以下の数字に対応する精度の高い図面、それから算出根拠というものを、住民説明という事ではなくて、都市計画審議会、この場所で明確にご説明していただきたいという事をつけ加えさせていただきます。それが第1点でございます。避難場所、有効面積に関する、私の現時点での質問でございます。

第2点は3つございます。これは、すべて地区計画に関する、前回の質問に対する補足の質問でございます。

質問の(5) 補助第215号線でございます。

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

補助第215号線に関しまして、南側の崖線緑地部分の整備は好ましくないという判断を区としてされているという事で、これは当然の事とはいえ、極めて見識のあるご見解であるというふうに私も思います。

一方、北側は今回の工事という事でございますが、私、この前もこの資料を持ってまいりまして説明いたしました、東京都は既に「区部における都市計画道路の整備方針」に関する、その見直しをするという事ですね。丁寧にパンフレットまで作りまして、本当に都市計画道路が必要なかどうか、ナンバー1として区部における都市計画道路の必要性の検証という事を始めております。

戦後、昭和21年に決定されたものが、平成の世の中になって、本当にいるのかどうかという事を、その地域の方々から寄せられるご意見も参考にさせていただきながら、地域のまちづくりを進めていく上で、どのように都市計画の見直しを行うのが適切なのかを検討していきますという事で、既に谷中とか、そういったところで見直しに入っているという、その宣伝のためにパンフレットがつくられております。

私は今日の審議会で、南側の神田川の崖線緑地に関しては、好ましくないというご判断を杉並区自体が明確になさっているわけですから、しかもこの間、さまざまなご意見がこの地域の方から、なぜ、ここに補助第215号線が今、要るのかという、その意見を寄せられているわけですから、この東京都の大きな方針に従って、やはり本当に要るのかどうかという、そのあたりのところのご検討を、どのようになされているのかという事をお聞きしたいと思います。それで、どのように検討されて、その結果、ここに出していらっしゃるのかという事を伺いたいと思います。それが第2点です。

第3点、簡単にいたします。

(6)でございますが、私は、崖線の緑の連続性が大事だという事を申し上げました。そして、それにお答えいただいているわけでございますが、プールを撤去するとともに、撤去後に出来る斜面についても、緑の空間を担保するというふうに書かれてございます。

それは大変結構な事だと思ひまして、資料を見ましたところ、今回の提案の図面は、このカラーで見る限り、「W」というのは恐らくプールだと思うのですが、プールが書かれたままでございます。このあたり、ちょっと図面と合っておりません。

| 発言者 | 発言内容 |
|--------|---|
| | <p>それと、撤去後に出来る斜面についても、公園と一体というふうに書いてございますが、これはどういう形で担保なさるのか、以上、3点についてご質問申し上げます。</p> |
| 都市計画課長 | <p>本日、防災課長が欠席してございますので、私が先ほどの避難場所の事についてお答えさせていただきます。</p> |
| | <p>先ほど、委員がおっしゃられました、その詳細がどうなっているのかという事でございますが、これにつきましては、改めて東京都に聞いて確認をしたいと思っております。</p> |
| | <p>お手元の資料、前回お配りしました資料の中にも、駐車場が50%ですとか、こういう軽減をしてございますので、その辺がどうなっているのかという事を、再度聞いて確認をしたいというふうに考えてございます。</p> |
| 会 長 | <p>ほかの質問についてはどうですか。</p> |
| 建設課長 | <p>都市計画道路の補助第215号線ですが、2年前の都市計画道路の見直しの中に、区施工で3路線入れたところがございます。その中に補助第215号線の別の部分は入っていますが、この部分につきましては、今回の見直しの中での事業をやっていくところには入ってございません。</p> |
| 委 員 | <p>それはわかっているのです。</p> |
| 建設課長 | <p>それで、東京都でも見直そうという事で、今回、2年前に発表したところの中で、杉並区はこの全体の都市計画道路網は必要であるという事で、これは前々からのまちづくり指針の中でも記載されております。都市計画道路の見直しの中で、杉並区の道路の見直しはございませんでしたので、前の都市計画道路の案を継続してこれからもやっていこうという事で、先生のお持ちになっている、この「区部における都市計画道路の整備方針」の中では、そのような形になってございます。</p> |
| 委 員 | <p>質問なさりたい方がたくさんいらっしゃると思うので、的確に答えていただきたいのですが、私はそういうお答えではなく、今日のご回答の中で、「南側の崖線緑地については...その土地の改変や樹木の伐採を行うことは好ましくない」と判断しています」というふうに杉並区が、今、この都市計画審議会でご回答なさっているわけです。ということは、道路を作ったら、木を伐採したり、土地を改変したりしなければいけないわけですね。</p> |
| | <p>それに対して好ましくないというふうに、杉並区がおっしゃっているわけで</p> |

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

すから、それならば、石原都知事がおっしゃっているように、必要性が本当にあるのかどうか、検討しましょうという事で、号令をかけていらっしゃるわけですから、区のほうで、その責任ある区の行政を行う上で、好ましくないと思っ
ていらっしゃるのであれば、また、地域の方々からもいろいろな意見が寄せら
れているわけですから、当然、ここに書いてあるように、どのような見直しを
行うのが適切なのかを検討していきますと書いてあります。検討に当たり、連
絡先という事で、杉並区都市整備部建設課にどうぞご問い合わせくださいと書
いてあるわけです。

ですから、私はそこを聞いているのです。要するに、そういうご認識がある
にもかかわらず、どのような合理的な根拠に基づいて、その都市計画道路、補
助第215号線の南側は好ましくない、しかし北側は、ここに建物が出来るか
ら、やはり空けないといけない、それは論理矛盾ではないでしょうかという事
をお伺いしているわけです。

建設課長

杉並区の都市計画道路網自体がございます。それは、必要性がございます。
その中で、この補助第215号線につきましても、必要だと思っております。
今すぐ、その中の必要なところは事業をしていきますが、この部分につきまし
ては、すぐに事業をせず、当面の間は今回のような形がいいというふうに考え
てございます。

委員

繰り返しますが、合理的なお答えになっていないという事は、皆さんもお
わかりだと思えます。

会長

最後の質問はどうですか。

まちづくり推進課長 プールの撤去後に出来る斜面のところだと思いますので、ちょっと映像で
ご覧いただきたいと存じます。

では、映像をご覧いただきたいと思えます。

これが南側崖線の、ちょうどプールのところでございます。現在、こういっ
た状況になってございます。そこを撤去後も、斜面については緑化し、公園と
一体という事で表現されていまして、また、その計画の内容がどのように
変わるのか、次の図面を見ていただきたいと存じます。

こういった形で、10m以上の擁壁をつくり、その奥のほう、敷地の中にも
緑を作りまして、一体的な状態にしてございます。よろしいでしょうか。

委員

質問した立場から、大事な事は、この地区計画の決定資料の計画図、この計

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

画図の2という図面がございます。私が申し上げているのは、この図面の、今、まさに、パワーポイントで映されているところで、推定するに、この「W」と書かれているところの断面の話だと思っております。ここをちゃんと歩いていなくて質問するのは恐縮なのですが、ここは多分、プールだと思っております。もし、プールを撤去して樹林にするというのであれば、この「W」というのを図面に書くべきではございません。それから、そのプールを撤去という事であれば、緑地の幅は、このプールのところにも少し入っていると思うのですが、そのあたりのところがこの図面からは読めない。この「W」は何なのかという事です。

まちづくり推進課長 今回の都市計画図は、現在の図面に落とすという事が原則になってございますので、こういった表現になってございます。

会 長 それでは、今の質問に答えていませんよ。要するに、あそこに出している断面図と、この平面図では、私が見ても合っていないというふうに読めるのだけど、これでいいのですか。そうすると、「W」のところのプールは無くなるけれども、一般の宅地として使うという事で、こちらで言う、宅地内緑地のところに入っているのですか。

委 員 あるいは、今回のご回答ですと、この緑の空間、これが一体何で、どういう空間なのかという事がこの答えからはわかりませんし、図面とも整合しておりません。図面は計画図になりますので、正確にお願いしたいと思います。

まちづくり推進課長 映像でご覧いただきたかったのは、あそこの断面をカットした、D - D断面でございます。今回、このD - D断面のところを表現させていただいています。現況の断面、現在、道路がございまして、こういった状況になっているという事でございます。今回、プールがこういった状態になってございます。それを計画では、このように現況の道路、公園と、ここに擁壁をつけまして宅地化していくという計画になってございます。それで、10m以上確保するところがございます。

委 員 そうすると、公園としては10mですね。ここのご回答で、「プールの撤去後にできる斜面についても」というふうにあります。斜面はないですよ。

まちづくり推進課長 ここが斜面という形で.....。

委 員 それは斜面と言わないですよ。

まちづくり推進課長 私どもとしてはここがそういった斜面で、緑化していくと。

委 員 斜面と言いません。石垣です。石垣にちょっと木が生えているだけです。こ

| 発言者 | 発言内容 |
|--------|---|
| | <p>れはとても大事なのです。神田川沿いの斜面緑地で、最後に残った本当にもう宝のような空間なので、つまらない質問だと思って聞かないでください。本当に真剣に、これは斜面ではないです。お願いですから、斜面だなんてごまかさないでください。これは石垣です。石垣にちょっとした株物。10m以上というのでわかりませんが、多分このぐらい、指1本ぐらいが1mでしょう。そうしたら、これはたった1m。1mというのはツツジですよ。ツツジが1株あったら1mですから。ですから、1mのツツジがこのぐらいあり、石垣の上に乗っている、それを斜面とは絶対に言いません。ですから、この説明とこの図面は違います。</p> |
| 会 長 | <p>今、委員が言っているのは、前回の審議会の回答で、この区の説明の仕方が非常に不明瞭で、多分、この図面、これが本当に決めたい事で、それを説明する、こちらの説明書が間違っているか、あるいは誤解を生む格好をしているのだと思うのです。</p> |
| 緑化担当課長 | <p>今おっしゃっている、そのプールの撤去後にできる斜面についても緑化し、公園と一体となった緑という事が書いてございますが、プールのところは、土地利用の観点から言いますと、低層の住宅でございます、その住宅の南側に緑化指導をしまして、緑を植えていただくというような事を考えております。そういった住宅の庭、いわゆる緑のオープンスペースと、公園の10mを合わせ、より幅の広い緑にしていく、そういった意味でございます。</p> |
| 委 員 | <p>そうであれば、この図面でこういう表示はすべきでなく、指導するなり、何なりと言う事であれば、このところまでは緑地、その宅地という表示ではなく、きちんとした、今、おっしゃった事がわかるような説明資料をお出しになるべきだと思います。</p> |
| 会 長 | <p>いや、私は公園は公園、宅地は宅地でいいと思いますが、その中で緑地的利用が出来る区域というふうに.....。</p> |
| 委 員 | <p>私は、土地利用の明細という形ではなく、崖線の緑がどのような形でどのように守られているのかという観点からお伺いしています。今、私は緑地の観点から説明しておりますので。</p> |
| 会 長 | <p>だから、両方ダブルさせて、もう一方の幅を示せばいいと。</p> |
| 委 員 | <p>それはお願いしたいと思います。</p> |
| 委 員 | <p>この前の図面を出していただけますか。ここがプールですよ。ここからこ</p> |

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

こまでが、この図面で黒いところの公園ですよね。

また、次に送ってください。

そうすると、このスケールがちょっと違いますか。

ここが公園となっていますよね。だから、これはD - D断面ではないのではないですか。非常に初歩的な話ですけれども。

会 長 これは説明出来るような資料をきちんと整理をしてください。

公園緑地課長 先ほど、委員のおっしゃった「W」とプール、これは水が入っているプールでございます、そのプールの周りには舗装面があるわけです。ですから、これでいきますと、ここが先ほど図面になった四角いプールです。この水面のあるところは、

それで、ここはプールの周りなのです。だから、ここからプールなのです。要するにこれは今の既存の樹林です。

委 員 これがどこまで公園になるのですか。

公園緑地課長 公園はここを壊して、もうちょっとこちらに広がっていくのです。そこが10mはとりますよ、という、先ほどの図面になっております。

委 員 スケールを入れていただかないと。

公園緑地課長 ですから、先ほど委員のおっしゃったプール、「W」の四角は、この水面の、本当に泳ぐプールのところですよ。プールでも、その周りにコンクリートのたたきがございますよね。

会 長 プールサイドという事ですか。

公園緑地課長 そうです。プールサイドがあるという事です。それを壊して、そちらのほうに公園が10mの幅で広がるという事です。

委 員 要するに、ここは崖線なものですから、相当無理に擁壁を作ったりして、プールの平坦面を確保していると思うのです。ですから、その崖線の緑というのが、その10mという幅で、本当に担保出来るのかどうか、前回、私にはわからなかったわけです。それで、今回、ある一部を示して、スケールも無しにご説明していただいているのですが、果たしてこのような形で神田川沿いの豊かな崖線が、ここだけ極端に10mという事で狭まるわけですよ。これは狭まるわけです。見ていただいてわかりますように、柏の宮からこちらの三井に行くときに、このところだけが10mで、極端に狭まるわけです。

ですから、私はその宅地内緑化、あるいは何か木を植えていただくのは、そ

| 発言者 | 発 言 内 容 |
|-----|---------|
|-----|---------|

それはやらないよりはいいですけども、それで、いわゆるエコロジカル・コリドー、生態系のコリドーとしての神田川の崖線というものを修復しながら、ネットワークとして作っていくという事が、たかだか10mの幅では、私は出来ないというふうに思っているものですから、質問したわけです。

これは公園緑地課の方でしたら、ご自分の、いわば魂の部分ですから、セクションをもう少し密に切って、例えば、クヌギ、コナラだったら、10mの幅では入らないですよ。1本植えたら終わりです。それで、武蔵野の崖線の緑は作れません。ですから、そこに想定される、クヌギ、コナラ、ミズキでも、何でもいいですが、実際に雑木林の構成種を入れていただいて、最低限、どのぐらいの幅員がないと、神田川の崖線の緑が復元出来ないのかという、そのことを書いてください。

その上で、でもいろいろあって、区としてはこういうふうになされた人工のものをご提案します、という事なら、それはそれでご提案者ですから。

ただ、私はこれでは、おっしゃっていらっしゃるような、コリドーでつなぐという事、エコロジカル・コリドーとしてはつながらないと思います。

公園緑地課長

現況は、道路とプールの敷地が平行ではございませんで、かなり斜めになっていると、非常に.....。

会 長

だけど、この絵がこの質問に耐えうるような絵ではないのをまず認めて、それからやらないと。この絵で説明が全部しきれんと思ってやられたら、多分、審議会の委員がわからないと言っているのですから、そこは工夫していただいただけませんか。

むしろ、今、質問されている意図がわかりました。要するに、エコロジカル・コリドーをつくるのだといっているが、本当にこの案でいいのか、そうではなく、それをやりたいと思っけていても、実はこの中のいろいろな事を考えると、全部を保証する事は出来ませんが、ここまでは努力しますという説明なら、それはそれで説明はある。了解すると言っているわけです。

なのに、エコロジカル・コリドーをやるためにここに広げましたと言われたら、専門家として、それはおかしい。専門家としての常識は持ってないじゃないかと言っているのだから、これが計画案としてだめだとか、いいとかというよりも、エコロジカル・コリドーだということなら、こういうものであるべきだし、そうではなく、ここはやむを得ずこうなりましたというのなら、そういう説明を

| 発言者 | 発言内容 |
|--------|--|
| | してくださいという事なのですが、わかりましたか。 |
| 都市計画課長 | 今の委員のご趣旨はわかりましたので、そこに示されておりますのは、本当に概略図でございますので、次回までに断面をきちっととって、現状がどういう状況で、こういうような計画をしたいという事をお示ししたいと思っております。よろしいでしょうか。 |
| 会 長 | 特に、幅だけではなく、高さ、高低差も。 |
| 都市計画課長 | 縦横断をきちっとわかるような形で整理したいと思います。 |
| 会 長 | ちゃんと正しく書かないと、イメージがずれてしまうので。 この絵では、何か、10mが5mぐらいに見えたり、10mが15mぐらいに見えたりしているから。 |
| 都市計画課長 | ズレのない図面をご用意したいと思います。 |
| 会 長 | それを直してください。 |
| 都市計画課長 | はい。 |
| 委 員 | これは宅地側に関しても協力していただかなければ確保できない幅であるというふうに、お考えだと思いますので、宅地側に一体、どれぐらいの協力を要請しない限り、これが出来ないかという事も含め、やっていただきたいと思えます。 |
| 委 員 | 私も前回の審議会で、限られた時間の中で、慌ててご質問した事に対して、それなりのご回答を今日いただいて、説明があったわけですが、さらにもう少しニュアンスをつけ加えながら質問をします。実は建築の歴史の専門家の間では、今、非常に精力的にこの建物、三井グランドのクラブハウス、この保存を要望する動きが非常に活発になっておりまして、その事の紹介もしながら、若干、ご質問したいのですが、資料をお配りいただけますか。 2ページだけですが、Docomomoという世界的な組織がございまして、これは20世紀に作られた建築遺産の価値を認め、それを保存する啓蒙活動をやっている国際組織で、日本にもそのジャパンというのがございまして、東大の鈴木博之教授がその代表ですが、そこがこの数年、日本における20世紀の建築遺産を100ぐらい選んで、展覧会もつい最近、やったばかりですが、そういう活動をやっているグループの人たちの大御所で、三井不動産株式会社代表取締役社長の 様にあてたものです。前回は若干、ご説明しましたけれども、これは杉並区の中だけではなく、日本全体の規模でも非常に価値のある建 |

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

築なのです。

昭和11年に竣工し、久米権九郎という人の設計なのですが、非常にモダンなインターナショナルスタイルで、それと三井の財閥の文化性といえますが、今、斜面緑地の武蔵野の環境の重要性というご指摘がありましたけれども、そういういい場所に非常に優れた建築を作ったと。建築も素晴らしいし、そのデザインは非常に卓抜なもので、プランニングもいいし、そしてサロンとしての機能も非常に持っていたと。そういうものを何とか受け継がないかという事を強く要望しているものです。ご専門家の立場で、もし必要ならば、保存、活用に対してのアドバイスもしても良いというふうに言っているわけです。

一般的に所有者が、最初から歴史的な建物の保存をしましょうといただく事は非常にまれでして、やはり、市民とか専門家、行政から要望があって、その価値が所有者にも伝わり、それじゃ、と言って重い腰を上げ、そういう活動に取り組んで、結局は所有者からも喜んでいただいたというケースが圧倒的に多いのです。

そういう意味で、先ほどのご回答の中には、事業者側がいろいろな理由で保存が困難であるとの結論を下していますというような事で片づけてしまわれていますが、やはり、真剣に働きかける必要があるのではないかと。それは専門家の評価もサポートする事になりますし、市民の方々の要望もあるし、さらには行政側の取り組みも、一般的には非常に重要なわけです。そういう事無しに保存、活用が実現した例というのは、ほとんどないと言ってもいいわけです。

ここは、先ほども申しましたが、非常に場所がいいわけで、杉並区の中でも自然の財産、エコロジカルな財産と建築、文化財的な財産が一体となっているケースというのは本当に少ないわけです。ぜひともこの場所だけでも大切にしてもらえないかという、ご質問というか、要望をもう一度、申し上げたいのです。

この時期になってこういう質問を申し上げるのは、ちょっとトンチンカンかもしれませんが。確かに杉並区は財政難の中で、こういう緑地全体を買い上げて公的に利用していくというのはなかなか難しい、これはよくわかります。

しかし、黒か白か、全部を買うか全部を買わないかというだけではなく、部分的にでも買う努力といえますが、そういう事がなされなかったのかどうか。例えば崖線に近い、下の4分の1とかですね。この建物も、周りのオープンス

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

ペース、今は芝生になっていますが、これと込みでないと、やはり価値がない。そこも込みにして残せれば、活用出来れば、その南側の、委員ご指摘の崖線のところと見事にリンクし、上のほうはもちろん開発されるわけですが、そのエコロジカル・コリドーですか、そういうものも強化出来るわけです。杉並区は歴史的遺産が本当に少ない区なので、ぜひとも思うわけです。

それともうひとつは、こういうものを活用出来なければ、やはり残せない、意味がないというのは当然でして、例えば、東京都が持っていた小笠原邸という、もう売ってしまうかというところもあったのですが、実はコンペで民間のアイデアを募集し、レストランに変えながら大切にしてもらおうというところが1等になり、それをうまく使って保存され、市民に愛されているのです。そういう可能性も大いにあるわけで、そういう事も含め、真剣に事業者側にご説明していただけたのか、その辺のやりとりの様子等も、もう少しお聞かせいただければと思います。

会 長 区で、全部を買い取るということは無理にしても、4分の1ぐらい買い取れないかというような事がどれぐらい議論されたのかと、このクラブハウスの貴重さをどんなふうの評価しているかという事です。

まちづくり推進課長 今回の回答にもお書きしてございますが、広いグラウンドを前提としたクラブハウスのデザインは大事だという事、こういった貴重な建築の財産という事も区は認識しておりますが、やはり、どうしてもこの計画の中で、事業者のほうでこういった結論を下していますので、区としてはこれ以上、何とか保存という事まではいきませんでした。いずれにしても、こういった貴重な遺産でございますから、記録をしっかりとやっていただくという申し入れをしております。

会 長 私が通訳したつもりなのですが、お答えは、それに関する答えになってないと思うのだけど、どうですか。

まちづくり担当部長 この事については、私どもも大変、心を痛めてきたわけですが、実際に保存するという事になると、例えば、誰がその主体になるかというような事でございますとか、それから今の設計基準、耐震基準に合うのか合わないのか、そういった事をいろいろ考えますと、区としては、このまま残すという事について、今、まちづくり推進課長がご説明しましたように、いろいろな問題が大き過ぎるという事でございます。

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

当然、私どもも当初の段階ではそういった事に着目いたしまして、いろいろな形で三井、事業者側とも話したわけでございますが、今に至っているという事でございます。今の段階で、例えば曳き家をするとか、そういった事も非常に難しいというふうに、私どもは考えておりますので、ご理解いただきたいと思っています。

会 長 それではお願いですが、Docomomo側では、10月18日に三井不動産の社長さんにこういう要望書を出しているの、その返事がどうなっているのかという事について、この審議会にもご報告いただけるとありがたいのですが。こちらはこちらでスケジュールは持っていますが、何しろそれについてはどうなっているのだという事は聞いて、その情報を審議会にいただきたいと思っています。

都市計画課長 それは、次回でよろしいでしょうか。

会 長 はい。

都市計画課長 わかりました。

委 員 あと、日本建築学会でも、今、準備中で、間に合うかどうかはわからないのですが。

会 長 要望は要望でいいのですよ。だから、それはそれでいいと思います。他にご意見はありますか。

委 員 私の質問の答えが何点かありますが、2点だけ確認させていただきたいと思っています。

ひとつは、先ほど避難所について、委員の質問で、次回、資料を出して説明というお話でしたが、1人当たり1.1㎡と計算したのは東京都ですね。ここには、都と区が協議し、事業者に強く指導を行ってきましてあるのですが、この事業者というのは、三井不動産の誰に指導したのですか。

会 長 誰にというのは聞く必要があるのですか。

委 員 というのは、先ほど、これから問い合わせすると都市計画課長がおっしゃったので、実は東京都の担当者に聞いてきました。それで、担当者にどのように計算したのですか、とお伺いしたら、まだ計画段階なので、細かい計算が出来ないと。細かく算定したのではないのです。そうすると、この1.1㎡/人というのは何に基づいているのですか、と言うと、あくまで三井のプロジェクトから出された建物とか、そういったものに基づいて計算し、出しましたと。だけ

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

ど、それはあくまでも想定なので、具体的な計画が出ないと、きちっとしたものは出ませんと、これが正式な東京都の担当者のご答弁だったのです。

私が先ほど言ったように、区民の方が、有効面積を確保していないのではないかという、その心配は、そういうことだったら、具体的な計画が出た段階で、これは大丈夫ですよというのを、東京都は再度計算するのですかという話をしましたら、それはやりますと言うのです。

では、それをどこが提起してやるのですかと言ったら、東京都が三井に直接聞くわけではないそうです。それは地元の区が主導し、具体的なものがこの計画の中で出た段階できちっと相談していただかないと、どこでもたくさん抱えているのでしょうから、この事はやはり地元が一番大事ですと。地元の区がきちっとそういうものを出して、きちっと再計算をして、それで始めて本当に可能かどうかと、こういう手順になります。こういうお話だったのです。

その事をきちっと、誰がその事業者に確保出来るように指導するのですかと言ったら、それはやはり区がやってくださいというお話でしたから、区がその指導をしている相手の三井不動産の方が責任ある人でないと、現場の所長さん等がそんな事を決められるのかどうか分からないので、それでどなたという事を聞いたのです。住民の方々も、今、防災、災害に対する意識が高いので、避難場所については非常に不安になっている。

先ほど、区民に十分説明したというけれども、説明会を聞いてわからないという声がほとんどでしたから、私もわかりません。というのは、東京都もわからないと言っているのですから。計算した当事者が、あくまでも想定なので、これは確定ではありません、という事を言っているのだから、それを聞く区民の人たちに、それを分かれと言う方が無理なので、不安を解消するためには、当然、きちっとした形で説明までしないと、今、杉並区は安全・安心のまちづくりと、災害に対して、そういうふうに強く取り組んでいるという事をアピールしている区の立場として、当然、責任を持ってやりますという事を、きちっとおっしゃらないと、都と区で協議して指導していますと言うだけでは、指導を聞きませんでしたと言ったら、どうするのだという話になってしまいますから、その辺のところは1点です。

都市計画課長

先ほど申しあげましたように、今日は防災課長がおりませんが、今、委員からお話がありましたように、確かに今の段階では計画上でやらざるを得ま

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

せん。そして、実際に計画が出来た時に改めてシミュレーションするというのが、今までのやり方でございます。

委員 具体的計画になった時ですね。

都市計画課長 はい、そうです。具体的な計画になった時です。

委員 出来上がってからシミュレーションしたって間に合わないからね。

都市計画課長 はい。具体的な計画がきちっと固まった段階で、再度精査するという事になるかと思いますが、今の概略と言いますか、それで先ほどの図面がお示しされているわけでございます。

ただ、その中で、先ほどご質問があったように、斜面ですとか、そういう部分の割合がどうなっているのかという事は確認したいと、先ほど申し上げたわけでございます。

それから、区が指導するという事でございますが、実はこれから準備をしていこうと思っております。防災課を含め、相手方と何らかの確認をするようなものを結びたいと考えてございます。それは、東京都も含めまして、これから打ち合わせをしていこうと思っております。

事業者側は防災、それからその減災という事については、全面的に、出来る限りの事はしたいと言っておりますので、私どもも、その辺の対応がきちんと出来るよう、先ほどお話ししたような確認書のようなものを整理していきたいと考えております。

委員 今、いみじくもおっしゃったように、東京都に防災の問題だから、杉並区の防災課長が行って確認したのかと聞いたら、防災課長は来ていませんと言うわけです。まちづくり推進課長が来て相談しましたという話だから、防災計画を立て、ご存じのように、我が区は危機管理室まで作って、区民に対し、安全・安心という事を訴え、やってきている区なのですと。

そして、先日、水害の事も言いましたね。という状況から見ると、やはり、きちっとした形で示し、先ほど言ったように、事業者と協定もまだ結んでいないわけだから、指導しました、守りましたという確保もされていないから、それをきちっと確保してあげる事が、区民の方々に大丈夫ですよという担保になるわけです。この文章では、住民が安心出来ないという事を僕は質問したわけです。言っている意味はわかりますよね。そういった協定もきちんと関与し、事業者もこのようにきちっと確認しています、とする事が、安全・安心のため

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

にこのようにきちっと詰めました、という事になると思うので、これをよろしくお願いしたいと思います。

それから、もう1点ですが、大型ヘリコプターについて、これも私が自衛隊の第1普通科連隊第3科に確認しました。今、パキスタンに行っているのは中型で、この大型というのは、55人乗る大きいやつだそうです。NHKグラウンドに降りられますかと聞いたら、問い合わせは防災課長からも来ましたというのも確認しました。

厳密に言うと、スペース的には降りられるけれども、ヘリコプターでこう降りないで、斜めにこう降りて行くそうです。そうするとその建物だとか、そういう事で本当に大丈夫ですというのは、実際に区から要請があって、ものすごい風圧ですから、普通のところで降りると、通常の家窓ガラスは割れるそうです。

ただ、災害の時は既に割れていますから、という話になりまして、よほどの時でないといけないからという事で、NHKグラウンドでは、一旦こう行って戻る形でとめるのがぎりぎりという現状だったのです。練馬にはそのヘリコプターがありませんから、木更津の基地から来ますというお話なので、そういった事もきちっと確認する、ただ大丈夫です、回答を得ていますというのではなく、やはり、そういうふうにしてあげる事が、誠実に区民の不安や心配に対する対応になっていくと思うので、その辺のところです。決してこれは大丈夫ですというような形でなく、本当に大変な時は何とか対応出来るようにしていきますと、こういうのが現状ですから。

それで自衛隊も、細かい地形図をもらって答えたわけではないという事をおっしゃっておいりましたので、もう一度その辺もきちっと確認をして、心配されている住民の方々が本当に安心出来るような形で、事業者に対する指導もお願いしたいという2点です。

会 長 次、質問したい方はどれぐらいいますか。

委 員 簡単に。今、NHKグラウンドというお話があったわけですが、私が気にしているのは、このように戦前の緑地計画の地域に企業グラウンドがたくさんあるわけですが、これが今後も開発されていくとすれば、本当にNHKグラウンドがあるなんていうのが担保されるのかどうか。今は大丈夫だと思いますが、将来、それがなくなってしまうかもしれない。そういう事を一体どう考えるのか。

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

一軒一軒、こういった開発の申し出が続くとすれば、本件と同じような事態が十分予想される。そうだとすれば、もう少し全体的なシステムを何か考えていただきたい。特に、議員の方々にはそれを考えていただきたいと思います。

その担保がされるかどうかという質問と、その予防です。

会 長 どうぞ。

委 員 私は久しぶりにこの審議会に戻って来まして、最近の事の様子がわかりませんので、質問が若干、輻輳するかどうかわかりませんが、物事は原点に戻れと言いますので。

私にとってはこの三井の問題、私も子供の時からあそこはよく存じ上げておりますが、その三井がその計画を持ち込んで、区としては、あのグラウンドをそのまま残せないかという要請をどのくらいしたのか。

現在、高井戸中がサッカーで使っているという事ですが、それも11月いっぱい切られてしまうようです。ですから、地域としては、高井戸中も含めて利用させてもらった、そういう関係もありますので、そのままグラウンドとして残すのが一番ベターであろうと思います。いつ頃話があって、区は、私がこの審議会へ戻ってきたら、何かいつも簡単に三井の計画をすっきりのんだような気がするのですが、グラウンドはそのまま、緑も含めて温存するという要請を果たしてしたのかどうか、それについて伺いたい。

まちづくり推進課長 今のご質問でございますが、昨年の5月頃から三井と交渉を持っておりました。やはりあれだけの緑でございますから、何とかそのまま、出来る限り保存が出来ないかという協議をしてきたところでございます。しかし、いかんせん土地所有者である三井が、この計画をどうしてもやっていきたい、こういう強い意思がございました。その中で、私どもとしましては、あの環境を何とかそのままに出来ないかと、これは非常に苦慮して考えたところでございます。

あのグラウンドを残せる、何かいい考えはないかという事で、ひとつは、先ほど委員からご質問がございましたように、区画整理地域の中に、そういったグラウンドがいろいろございます。ここでしっかりと緑が保存出来る事をしていかないと、これは後々に影響が大きいだろうという事で、何とかその中で緑が残せるように、英知を絞りましてやったところでございます。

また、地域の皆さんには、どうしてもそこをそのままというご意見がございます。私どもが事業者と協議した中で、どうしても住宅開発をしたいという事

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

になりましたので、それを受けて東京都とも協議し、地元の説明に入ったと、そういった経緯でございます。

委員

それでは、この人口についても聞きたいのですが、700戸というふうに聞いていますが、区はどのぐらいの人口を見込んでいるのか。例えば、夫婦と子供1人とすれば、3倍して2,100人ぐらいになるのか。あるいは、高井戸の都営団地ですと、もっと数を見込んで4名ぐらいにしておりますが、この三井の団地はどのぐらいの人口、あるいは将来的にどう推計しているのか。

それから人口問題でいけば、その周辺に及ぼす、周辺道路や駅の踏切、駅舎の問題もあります。人口がこれだけ増えるのに対して、区の対応というのはどうなっているのか。

それから、一番の問題は、高井戸中ですね。果たして子供がどれだけ増えるのか、そういう推計を持っているのか。つい、この間、高井戸中が過大校で、子供が多くなるので、あの図書館を移転すると。幸いにも住民の意向で高井戸図書館は移転しなくて済みましたが、いずれにせよ、その図書館を動かさなければならぬようになるのか、その辺の事の見通しをお示しいただきたい。

まちづくり推進課長 まず、1点目ですが、今回の住宅計画では700戸というような計画でございます。マンションが650戸、それから戸建てが50戸という計画でございます。その中で、人口増をどの程度という事でございますが、700戸から世帯人数を推計しますと、約1,800人前後かと存じます。

それと、2点目でございますが、人口増に伴っての道路とか、そういった事でございますが、ひとつは都市基盤の問題だと思いますが、道路については、既に交通量調査を実施しておりまして、将来の予測もしております。この辺についても、地元説明会の中でお示ししておりますが、12時間で約700台前後は増えるだろうと、そういった推計でございます。

また、ご承知のとおり、今回の計画が大規模な集客施設という事ではございませんので、そんな事から大きな問題がないというふうに考えてございます。

それと、子供の学校の受け入れにつきましても、当初から皆さんのご心配がございましたので、こういった児童・生徒の増加という事を、私どもとしても教育委員会と協議してきました。その中で、小・中学校の教室不足が生じないように対処していきたいという、そういった旨の説明を受けてございますので、その辺の問題についてはございません。

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

それから、図書館についても、そのまま移転をするとか、そういった事はございません。

以上でございます。

委員

あまり答えはピンと来ないけれども、続いて緑の問題に行きます。ちょうど私は さんの用途地域の変更に關係して、あそこの緑は現状も守られている。あそこは、公園用地として400坪、ちょうど緑が一番濃いところを残したのですが、公園というよりは、樹木がこうしていると。そういう経験があるのですが、ここで普通の再開発をすると、公園にするのはどのくらいで、今度の地区計画では緑に関してどういうスペースになっているのか。

計画では周辺の緑を残すとか、いろいろ工夫があるようですが、特に南側の崖線、それから三井の森を残すというのは非常にありがたいとは思いますが、いずれにしろ、その緑がどの程度なのか、それから具体的な維持管理は、三井がしっかりやってくれるのかどうか、いつの間にか減ってしまったという事のないように、区はその辺をどう考えているのかという事についてです。

まちづくり推進課長 ひとつは、緑の保全についての事、また、その緑をこの一般的な開発の中でどう満たしているのかというご質問でございますが、一般的な都市計画法の開発許可でやっている例ですと、3%の緑地を出すという事がございます。また、これは通常の開発ですが、東京都では今、「自然の保護と回復に関する条例」がございまして、緑のあるところは、さらに3%追加し、6%出す計算になっております。

合計で6%でございますから、一般ですと、約5,000㎡がこうした公園緑地に提供されるというところでございますが、今回の本計画では、公園緑地面積が約16,500㎡という事で、通常の3倍ぐらいが提供されるという計算になってございます。

それから、緑をどのように維持管理するつもりなのかという事でございますが、これは三井の森と言いますか、西側の樹林地、それから南側の崖線のところ、これはもう区立公園とする予定でございます。そこは、区が管理していくという事でございます。

それから、計画地周辺のケヤキの事でございますが、これも皆さんから、維持管理をどうするのだというお話がございました。それについては、民間の管理組合が管理いたしますが、将来の担保性を確保していくために、区と緑地協

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

定を締結し、そういった事を担保していきたいと考えております。

委員

最後に踏切の問題ですが、我々が選挙で、ちょうどあそこに立っていましたら、今でも南口からは、踏切が閉まっている、電車を見ながら踏切を潜っている。最近、事件になっていますが、遅刻するといけないのか、そういう状況ですね。

ですから、今度はこれだけの人口が増えて、ちょうど久我山がそうでしたが、さらに踏切がパンク状態。これは簡単には解決しないと思いますが、杉並区としては、この踏切問題をどう考えているのか、そして、何が何でも浜田山の駅舎も含め、踏切を改善しておかないと、将来に禍根を残すと思うのです。

また、この事は浜田山の商店会の会長、それから周辺の町会長の請願が、今、私の手元に来ております。今度の議会に出すつもりでおりますけれども、この踏切問題は区としてどう考えているのか、最後にそれをお聞きしておきます。

拠点整備担当課長

現在、駅に隣接する踏切は、調べましたら、一日3,600人程度お使いになっています。多分、大規模な開発が進みますと、今でも非常に狭いあの踏切ですから、危険度は高まるというふうに、区も認識しております。

したがって、南口を開設し、踏切を利用しないで井の頭線に乗れるという事を目指したいと思っています。現在、京王電鉄と区で具体的にその方策が取れるかどうかを、これから検討していくと。話につきましては、京王電鉄に具体的に話をもちかけて協議していこうという話になっております。

委員

時間がないところですが、最初にちょっと要望をしておきたいと思います。

それは、会議録の件です。私はたまたま環境清掃審議会も、今、委員としてやっております。前回の会議録の案が、わざわざすぐ郵送されてきて、次回の審議会で、これによろしいですかという確認をするのです。ぜひ、この都市計画審議会でも会議録を大事にしていきたいという事をお願いしておきます。

それから、先ほどから1.1㎡/人の問題が話題になっているので、一言だけ、時期の問題だけを確認しておきたいのですが、東京都から1.1㎡/人という算出が区に届いたのはいつですか。

都市計画課長

ちょっと正確な月日は覚えておりませんが、確か今年の、今年度に入ってたかと思います。後ほど確認してみたいと思います。

委員

それは正確にしておいてください。

いろいろ出されたので、私は手続論に絞って、2点ばかり質問をします。

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

公告縦覧を杉並区の条例で既にやりました。その後、法律に基づく公告縦覧をまたやるわけですが、この公告縦覧に区は何を期待しているのでしょうか。

都市計画課長 これは期待といいますよりも、制度として、この案を作っていく上で、都市計画法の中で公告縦覧をして、そこで意見を聞いて、それを審議会にご報告するという制度になってございますので、我々としますと、広く皆様方からこの案についてのご意見を伺うという事になるうかと思えます。

委員 確かに都市計画審議会の審議の素材にするという事は、非常に重要な意味があると思うのですが、今度の条例に基づく公告縦覧に対する意見が、これだけ大変多くなっているわけです。こういう出された内容について、やはり地区計画の提出者たる区が、これは一定のところを尊重していく必要があると思うのですが、どうでしょうか。何となく肅々と公告縦覧による意見はこうなりましたと、しかし、それにはもう全く拘泥せず、次へ行きますというような、こういう形になっているのですが、私は、やはり内容は策定者である区が尊重すべきだと思うのですが、この点はどうか。

都市計画課長 先ほど手続きの話という事でございますが、私どもといたしましては、今まで素案、それから原案と、今回の案という形でその都度説明し、また、皆様方からたくさんのご意見をいただいてきたわけでございます。そういう中で、反映出来るものについては、きちっと反映してきたと考えてございます。

委員 まちづくり専門部会でも、いろいろ貴重な案が住民から出て、それを尊重したいという事ですが、尊重する、その具体的な事が見えて来ないし、今回もやはり約7,000の意見が出ているわけですよ。これについて尊重するものは尊重するという事を、本当にやってほしいと思うのです。法に基づく公告縦覧をやって意見を聞いたけれども、これはこれでひとつの通過点としてという事では、やはりまずいと思うのです。

まちづくり条例でも、計画の策定段階から住民の参画という事を言っているのですが、全くこれは、ちょっと今までの進め方からすると、もう既定された路線ですと進んでしまっているような、こういう感じを受けるのです。具体的にもう一回、法律に基づく公告縦覧、そして意見を聞く、この手続きをやるのですが、重要なものについては、やはりそれを生かしていくという、この事を確認してよろしいですか。

まちづくり担当部長 委員のおっしゃる事は、それはもっともだと思えます。手続きは、ただ

| 発言者 | 発 言 内 容 |
|-----|---------|
|-----|---------|

ただ手続きのために手続きがあるわけではなく、今、都市計画課長が申し上げたように、住民の皆さんの声を可能な限り、その計画に反映していくと。場合によっては、そういった内容によっては、一時延ばすなり、提案を取り下げるという事もいろいろあると思います。

ただ、今回の場合、そういった中で全く尊重しないかと、して来なかったかという事で申し上げますと、もう、おわかりのように、今日もまた一部分、地区計画の字句の変更を、小規模でございますが、わかりやすい形にするべきだと、かつ、区の姿勢もはっきりさせたいという事もありまして、変更しております。

それから、先ほど拠点整備担当課長から申し上げましたが、具体的な浜田山駅南口の話が、例えば、まちづくり専門部会でも出されまして、これを真剣に受けとめるべきではないかという事でございました。私どもも、そういった事を受けまして、また、地元の方々のご意向も受けまして、ぜひ、これはいろいろな方々の協力も得ながら実現したいと思っています。

先ほど拠点整備担当課長から申し上げましたように、始めております。関係者の方々のいろいろなご意向等もございまして、なかなかデリケートな問題がございます。ただ、それも私どもが最大限の努力という事で表明しておりますが、そういったことをひとつひとつ、私どもの出来る範囲で着手しております。

住民の方々の反対意見の中には、基本的にこの三井の森の土地利用転換自体をお認めになりたくないというご主張の方も多いわけで、そういった方々のご意向というのは、これはもう尊重と申し上げても、これは難しいというふうに私どもは思っておりますが、区として出来るだけの事はこれからも引き続き取り組んでいきたいと思っています。

委 員

時間の関係で、次に行きます。

今、委員からも原則に戻ってというお話があったわけです。ですから、今度は法律に基づく公告縦覧を2週間やるわけですから、条例に基づくものとあわせて、区民に返していくものは、やはり返していく必要があると思うのです。我々に対しては、こういう質問があつて、意見があつて、こう答えましたというのは寄せられているのですが、何か説明会のような事も含め、やはり返していく事を要望しておきます。

時間がないので、もう1点だけ。手続きに関する事で質問させていただきま

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

す。

東京都でも用途地域の変更に関する公告縦覧を、実は今日から始めたという事を聞いています。

時間が無いのでまとめて言ってしまうのですが、今まで用途地域を変える場合、やはり基礎的自治体である杉並区が、まず、その用途地域変更の案を作って、そして都市計画審議会でちゃんと論議し、それで決定したものを東京都に持っていったわけですが、今回、東京都がもうそれを飛ばして、独自にその用途地域の変更に走り出していると。確かに、最終的には東京都決定ですから、そういった権限の問題はわかるのですが、これでは杉並区があまりにもなめられているというか、実際に民主的なやり方ではないと思うのです。このあたりはどうですか。

都市計画課長

これは、今、委員もおっしゃられましたように、用途地域の変更につきましては、東京都の権限でございます。

ただ、その前に、区に対しての照会があるわけでございます。当然の事ながら、当審議会にお諮りをして、それをもって区長の意見を東京都へ返すという手続きになります。ですから、手続的にはその手続きに従い、今、動いているという事でございます。

委員

そうすると、今度の都市計画審議会にかけられたのは、いわゆる地区計画です。それで、用途地域の変更は正式に出ているんですよね。これをここでやるという事になりますか。そして、都に上げるという事になるかという事を確認しておきたいのです。

都市計画課長

地区計画に伴いまして、今回、用途地域が変わってくるという事でございますから、それも含めてお諮りをして、その結果を東京都に区の意見として報告していくという事になるかと思います。

委員

くどいようですが、東京都が用途地域変更で、もう今日から2週間、公告縦覧をやっているのは、やはりおかしいですよ。そのあたり、東京都にちゃんと申し入れをすべきではないですか。

都市計画課長

地区計画と用途地域の変更、それから高度地区、防火地域及び準防火地域と、この4つをあわせて、今日から公告縦覧をしているという事でございます。

委員

そうすると、東京都が決める前に用途地域の変更についても、この都市計画審議会ですらちゃんと審議をし、そして都に上げるという、このルートを確認して

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

いいかどうか。

都市計画課長 先ほどご説明しましたように、用途地域については、東京都の権限ではございますが、杉並区に意見照会が来るわけでございます。杉並区といたしましては、その意見照会が来たものを、都市計画審議会にお諮りをして、その意見を区長がきちっと受けとめてお答えをするという、従来のスタイルは変わってございません。今回も同様なスタイルでいくという事でございます。

委員 端的に聞いてまいります。

私なりに解釈すると、三井グラウンドの保存活用方式は4つあると思います。買収、一部買収、それから用地交換、再開発と、この4つのうち、すべてを検討したのかどうか、お伺いします。

まちづくり推進課長 買収についての検討はされていますが、用地交換というようなところについては検討してございません。それから、先ほど再開発というお話でしょうか、そういったところについての検討もしてございません。

委員 それで、当区は教育立区、環境先進都市、緑の都市という表明をしていますけれども、お金がないという事で買収出来ない。しかしながら、塩漬けにした土地がある、あるいは学校と用地交換して、もっと立地のいいところへ学校を移設するとか、そういう方式がいろいろあると思うのですが、その辺は全然検討されていなかったのでしょうか。

ですから、三井が売らない事に拘っている理由は採算性なのか、あるいはただ自分のところで独自に仕事をやっていきたいという事か、どこに中心があるのか、その辺を伺っておきます。

まちづくり推進課長 三井はあの土地に対して、昔からの愛着が非常にございまして、そしてそこを、やはり大事にしていきたいと、そこで住宅開発計画をぜひやっていきたいという意思が強くございましたので、そういったところが大きな要素になってございます。

委員 そうすると、採算性は次善のものであって、自らやっていきたいと。そうすると、完成した後の管理形態は、三井が管理会社を設立して、責任を持ってやると、こういうふうに理解していいですか。

まちづくり推進課長 基本的には、そうなるかと存じます。

会長 今のは本当ですか。これだけの面積全部を三井の管理会社がやるのですか。公園もやるのですか。街路もやるのですか。ちゃんとはっきり言っていたか

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

ないと。

まちづくり推進課長 失礼いたしました。先ほどもございましたが、西側の樹林、それから南側の崖線緑地については区立公園と。それから、道路につきましては、そういった整備をしていただいて、その後、区が引き受けるという事になってございます。

あと、住宅でございますが、住宅につきましては、それぞれ住宅開発者のほうで管理するという意味でございました。失礼いたしました。

委員 意見としてひとつ申し上げますが、委員もおっしゃったように、広大な杉並区内のグラウンドが将来どうなるか分からないという意味で、住民の意向を尊重するという立場からすれば、この用地を交換するという方式は、ぜひ検討しておかなければいけなかったのではないかと思います。

それから、2点目、三井と最初に接触したのはいつなのか、その時どういう話があって、どういう案を持ってきたのか、お話しください。

まちづくり推進課長 先ほどの質問で管理のお話でございましたが、マンションの管理組合というものがよくございます。敷地の周りのケヤキ等についての管理は、管理組合が出来ますので、そこがやっていくという事になります。その辺の説明が漏れましたので、補足させていただきます。

それから、委員の今のご質問でございますが、これはちょうど昨年の5月頃からそういったお話を持ってございます。その中で協議という話になると思うのですが、私どもとしてはまちづくり基本方針がございますから、そういった基本方針を前提とした整備計画について打ち合わせしてございます。それと、どのような整備をするのかという整備手法についても協議してございます。

それから敷地に、今、話題になっていきます、都市計画道路がございますので、その基盤整備をどのようにやったらいいかというような点、それから今、非常に問題になっている、避難広場の問題がございます。そういった機能をどう確保していくか、それをどうやって計画に反映させるかという事がございます。

それと、一番大事なものは、こういった計画は周辺へ大きな影響がございますから、その方法について、住民の方に十分説明する事が大事であろうという事が話の中で課題となってございました。

委員 皆さんが口頭及び文書で、指導及び指導強化という文言を使っていらっしゃいますから、三井が出してきた案に、区がどれだけ狭め、杉並区と住民に有利

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

になるような案を作成し、提示し、今日に至ったのか、そこを聞きたいのです。

まちづくり推進課長 今回の敷地を北と南に分けてございますが、全体を一中高という、そういった用途地域にしてほしいという事を、相当強く言われました。その辺のところは、先ほど 委員からもございましたが、これから区画整理をする場所がございますので、その影響が非常に大きいわけです。私どもとしては、これは絶対譲れないという事で、ある面では、全体をもうちょっと大きく用途を変えるというような事もございましたが、区としては、全体に対する区画整理の影響が大きいので、それについては、従来の区画整理で50の100というところを固辞してきたという経過でございます。

委員 関連でよろしいですか。

前回、住民案はまちづくり条例に則して処理され、権利者が1人ですから、従来の方式でやられたと、それはそういうやり方はあると思うのです。

ただ、今、もし杉並区案を出すとするれば、今、委員のご質問にちゃんと答えようと思えば、今までどういうやりとりがあって、どういうプロセスがあったのかという事を、ちゃんと開示すべきだと思うのです。当然、議事録だってあるでしょうし、積極的に区案として出すとするれば、今までの経過を情報開示すべきであると。そうでなかったら、住民から言えば、ダブルスタンダードではないのかという非難には答えられないと思うのです。

それは、ぜひ考えていただきたいし、今回に関しても、次回に経過等、どういふ点のやりとりがあったのかという事を、今、委員がお聞きになった点も含め、答えていただきたいと、強く要望いたします。

それから、委員のお話ですが、今まで用途地域は、確かに都知事の決める都市計画だったと思うのです。

ただ、これに関しては、長い経過があって、実質的には区が決めると。区が決めて、それを都に上申するというか、コミュニケーションするという経過があり、求意見書で答えるというやり方ではなかったと思うのです。やはり、そういう都市計画の今までのやり方をちょっと無にしているのではないかと、あまりにも都のペースが強すぎるのではないかとこの事を危惧いたします。

以上です。

委員 それでは、次に伺います。

地区計画以外の手法はなかったのかどうか。なかったとするれば、地区計画の

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

正当性、妥当性、現実性、効果性について見解を伺います。

まちづくり推進課長 今回、周辺環境に対する調整が大事だという事で、やはり地区計画をかける事が一番大事であると思ってございました。

その地区計画につきましても、建物の高さの制限とか、壁面の後退。そういった条件から、周辺環境との調和を十分持てると。そういった事が地区計画をかけていく前提になったという事でございます。

委員 次に、避難場所の法的な定義はどうなっているのかという事、それから実態論として、避難場所についてどういう見解を持っているのかお聞きします。

都市計画課長 都の条例によって、避難場所は23区内を対象に指定しているという事でございまして、従前は避難場所にすぐ逃げるといような考え方がございましたが、今は大火が起きた時に逃げ込む場所という事で、東京都が指定しているという事でございます。

条例の正式な名称は、名前が変わり、震災復興条例です。

今、その避難場所の実態といたしまして、公共的なスペースを避難場所にするというのが一番望ましいわけですが、まだ2割ぐらい民有地があって、その部分で東京都もなかなか苦慮しているという事でございます。

委員 それで、避難有効面積が問題になっていましたが、実際に震災が起きてみますと、いろいろなものが混在し、より多く避難有効面積を確保するという事、これは至上命題ですよ。東京都の見解は見解として、その辺に対しての見解はどう思っているのですか。

都市計画課長 防災課長がおりませんので、代わってお答えいたしますが、避難場所については、当然、広いに超した事はございません。

しかしながら、今回の場所でこういう計画がございまして、必要な面積は何としても確保するというふうに考えてございます。

また、東京都に対しまして、他のオープンスペース、周辺にございますオープンスペースで、まだそういう指定がされてない場所もございまして、そういうところも含め、今度の見直しの時には考えてほしいという事を申し入れしてございます。

委員 次に、公園整備について、見解を伺っておきます。

会長 あと幾つ質問されますか。

委員 あと、1つぐらいで終わります。

| 発言者 | 発言内容 |
|-----------|--|
| 会長 | そうでないと、質問したい人はいっぱいいるのですから。 |
| 公園緑地課長 | 公園整備についてでございますが、面積、箇所についてはお示ししているとおりの事ですね。 基本的には他の委員からも先ほどご指摘があるように、既存の樹林等を活用しながら、詳細についてはこれから詰めてまいります、なるべく自然を保全する形で残していければというふうに考えてございます。 |
| 委員 | 最後に今後、業者の指導はどういうふうに行っていくか、伺っておきます。 |
| まちづくり担当部長 | 区として皆様にお示しし、住民の方々も含め、このまちづくりというか、新しいまちが出来るわけでございますから、駅の問題等も含め、責任を持って、出来る限りの対応をしていきたいというふうに思っております。 |
| 会長 | 先ほど手を挙げていたのは、委員、委員、委員なので、まず、委員から。 |
| 委員 | 今回の地区計画は、土地区画整理事業をすべき区域というのを、地区計画をもって、これを解除するという事例にも、一面から見るとなりますので、その点から少し道路に関係した事を質問したいと思います。 |
| | 公園については、今回、かなり提供されるのですが、道路について、補助第215号線、周辺道路、通路と、この3点について質問したいと思います。 |
| | 都市計画道路の補助第215号線が、今回、暫定事業という事ですが、これはむしろ、都市計画道路事業ではないという形になっております。今後、区画整理地区内で、このような都市計画道路が入ってありました時に、これを整備しないでも、区画整理を外すような形が取れるような例になると思うのですが、それも考えておられる事なのかどうか1点です。 |
| | それから2点目が、周辺道路です。これも車道としては、現在の整備されている道路が車道として使われるという事ですが、周辺の道路幅としては6.0mに拡幅されて、樹木のあたりにも、あいまいになりつつ、道路は6.0mになるという形になっておりまして、区画整理をすべきという事であると、公園と道路をかなり整備しなければならないのですが、補助第215号線も、周辺道路も通路も、今回、あまり道路という形のものが見えて来ないわけです。 |
| | そうしますと、形としては区画整理を外すための地区計画というふうに捉えられるのですが、事業的には開発型の開発促進型地区計画に近い形かなと思うのです。そうしますと、周辺道路が非常に重要であるというふうに、機能的に |

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

は思われてくるわけですが、公開空地の3.5mの部分の担保、公開空地の担保設定というのは非常にあいまいですが、地区施設というふうに位置づけられている時に、その変更は、例えば一団地ですと都市計画審議会にかかってくるわけですが、地区施設の変更になった時は、今後、どういう形を取っていくのかという事です。

それから、機能上、5m前後の道路という事になると、発生交通量は少ないとしましても、先ほどから出てきている踏切の付近とか、北東のコーナー部分の出会い頭の危険性等といった事も見ると、特に踏切のところの整備と北東のコーナーの三角地点の1軒だけ残るあたりのところを、開発地域内の敷地と交換するとか、もう少し、今の計画の内容を修復する事は出来ないのかという事が考えられます。

公開空地の担保性につきましては、その地区施設でという事ですが、建物の敷地にカウントされている、かつ、多分、不動産税は支払われるという形の中で、今後、所有者の権利主張にどういった形で対抗していくのかという不安もかなり感じるのです。その辺の整理が出来ているのかどうか、お伺いしたいと思います。

最後の3番目に通路ですが、通常、道路法上の道路でない通路については、私たちの感覚ですと、開発許可の時にも、その許可、みんなで合意して実印を押すとか、そういう事は要らないわけですが、その地区施設の通路というのが、私も今まで経験がないので、こういった通路の変更とか、これももちろん建築の敷地面積にカウントされているので、この区としての扱いをどうされるのか。変更があった場合にどう対処されるのかという事も含めてお聞きしたいと思います。

まちづくり担当部長 今後の杉並区の土地区画整理事業を施行すべき区域というのは、大変広くありまして、例えば東電のグラウンドですとか、旧郵政省のグラウンドがございます。そういった事でご心配が今までも、こういった場でいろいろ出されているのは当然だと思います。

ただ、一般論といたしまして、区画整理をすべき区域での都市計画道路は、当然、計画がある以上、それを反映した形で何らかの形を造っていく。

その作り方として、今回は暫定的な整備として、本格整備を前提にした形で、オープンスペースを取っておきまして、しかも区に土地をいただくという事に

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

なっておりますが、その辺については、実際には、他の家がまばらに建っているような地区もございますし、先ほど申し上げましたように、グラウンドが結構まだあると。そういった地区もまだまだたくさんあるわけですが、実際には、区画整理の難しさもございますし、その地区計画をやった時に、そこにかかっている都市計画道路部分をどこまで造っていただくか。

これはなかなか難しい話で、杉並区に気象研究所跡地周辺の地区計画がございますが、その時はなかなか困難であるという事で、今後の課題とし、位置づけは作ったりしておりませんが、そういった事も含めて、柔軟に考えていく必要があるのではないかと。ただ、区画整理をやる以上は、そのスペースをきちっと確保していただくというのが原則だと私は思っておりますので、今回もそういった考え方で来ているという事でございます。

それから2点目は、次の3点目のご質問と似通っているのですが、今後、事業者が開発いたしまして、分譲なり賃貸に出していくという土地にかかっているわけでございますので、確かに委員がおっしゃるように、その担保性といいますが、今後の持続性についてはどうだという事になろうかと思えます。私どもは当然、都市計画で位置を決めますが、その後、出来れば、これは区画整理の中ではっきりしてくると思えますが、どこからどこまでの区域かというのを、はっきり図面に落とされた形、詳細な図面が出てくるわけですね。

そういったものをひとつ根拠にしまして、実際にはこれから時間の変遷とともに変更だとか、その他に出てくる課題があると思えますが、今回の場合は、まず、事業者と基本的な協定を結んで、その中でそういった事をきちっと位置づけていくという形をさらに加えていきたいと思っております。そういった形で頑張っていきたいと思っております。

それから、地区施設通路の整備等も、確かにそういった事で、地区計画ではなかなか難しいという事もございます。つまり、難しいというのは、地権者の方々の同意がなかなか難しいという事で、今まで杉並区では経験がないかもしれません。

ただ、日産自動車の工場跡地、桃井3丁目のところですが、確かこれもまた三井不動産とか当時の都市公団が係わっているわけでございますが、既存の区道につけ加えて、私有地の部分として提供してもらい、実際に通行の用に供していただいているとか、そういったところも、もう出来つつありますので、そ

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

ういった手法も、今後活用しながら、実際のまちづくりで多様な手法の中のひとつの対応として、今後も進めていかざるを得ない。その担保性については、先ほど申し上げたような事も大変重要になるのではないかというふうに思っております。

委員

各委員から、駅、学校、道路の関係の質問等が出ていますし、この三井の高井戸計画が出た初段階でも、その3点についてはやはり問題になったところですが、その点について幾つか質問が出ていて、回答があって、なおかつ先ほどの回答があったからこそ、ちょっと一言質問をしたいと思うのです。駅の問題についての回答は、先ほどの計画といいますが、現段階での準備というのはわかりました。例えば道路について、仮に工事に当たっての車両通行については、ここに云々、協議の上とは書かれていますけれど、この地域柄、どうしても、あそこの現場に入るとすれば、甲州街道と井の頭通りから入るのは、鎌倉通りを通して、浜田山一丁目の交差点を曲がるというコースしかないというふうに思うのです。

私の会社が鎌倉街道の、あの踏切のところの角ですから、よくわかります。確かにあそこで交通量の調査をしていました。それは確かです。

ただ、10月の終わりから11月の初め、つい先日までですが、ちょうどその脇のみずほ銀行の脇、一方通行の舗装工事を行いました。その時に何日もないのですが、10t車の工事車両が数台入ってきて、その日程でも、あそこでものすごい大渋滞が起きたのです。

確かに、交通量は増えないですね。車が通れないのですから。実際にはあそこしか通る場所がない。にもかかわらず、交通量が増えないから問題ないと。何を根拠に回答されているのか、不明確だというふうに思います。その根拠、きちんとした具体的なものを回答していただきたいというふうに、まずひとつ思います。

まちづくり推進課長 委員の今のご質問ですが、先ほどの700台という事でございますが、これは建物が出来た後の事でございますから、工事中につきましてはまだございません。それにつきましては、あの現状がまだ増えてない状況だという事でご理解願いたいと思います。

委員

では、ここに回答があるように、工事中の車両通行については、周辺地域の安全・安心をどれだけ確保できるのか、実際にそれだけの渋滞がほんの数日間

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

で起きているわけですよ。どういうふうにお考えなのか、お聞かせいただきたい。

会 長 前回の審議会における質問の回答の最後のページ、委員の4番目の質問に対する回答への質問でしょう。

まちづくり推進課長 今回、委員からもご質問がございましたが、いずれにしても、事業者の周辺住民に対する具体的な安全対策につきましては、これから交通管理者や道路管理者側と十分協議するという事が、今、私どもで言える範囲だと存じております。

委 員 周辺住民への説明という前に、どう考えても、物理的に不可能ですよ。通れないですよ。通る事は出来るけれども、先ほどのヘリコプターではないですが、降りられるけれども、こうなる。その状況をきちんと考えて計画されているのかどうか、ものすごくあいまいだと思うのです。道路については、今後また出てくる問題だと私も思いますので、もっと具体的な根拠に基づいてご回答いただきたいと思っています。

もうひとつは、学校の件です。

ここにありますように、教育委員会との調整で、小・中学校への教室不足が生じないようにという回答は先ほどもありましたし、大丈夫だという事ですが、実際問題、今、高井戸中学へ通う学区域、浜田山三丁目あたりになるのでしょうか。2年後か3年後、向陽中学の学区域に変わりますというお知らせが来ているそうです。かなり距離も遠くなりますし、そういう区民への対応で区は対処してお仕舞いなのかどうか、具体的に書かれているように、それで終わらせてしまうのかどうかというところについて、もう少しお聞きしたいと思います。

まちづくり担当部長 私からお答えしたいと思います。

まず、工事の安全計画、これは厳密に言いますと、工事計画ですね。設計が定まって、例えば土の量がどのくらい出るとか、いろいろなその段取りが決まってくる。今はまだ、そういったフレームを審議いただいているわけではない、というふうに私は理解しておりますので、先ほどまちづくり推進課長が申し上げましたように、これからこういった姿勢で、基本的に当たっていくと。

それから、そういった事は、既に三井に十分伝えております。事業者側に十分伝えておりますので、今後、具体的に詰めていく。例えば、交通管理者の警察と協議をする段階においても、都市計画の枠組みがまだ決まってないという

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

中では、警察もどこまで協議に応じればいいのか、という事になるわけですね。それはよくわかりだと思っております。

そういった性格から、もう少し先になってみないと、協議自体も具体的な検討自体はなかなか難しいという事、今回、私どもがご提案いたしております、この地区のまちづくりの全体像と言いますか、基本的な枠組みについての論議とは、いささか噛み合わない部分もあるのではないかとこのように私は思っています。いずれにしましても、委員や地域住民の方々のご心配は十分わかります。ですから、ガードマンはどこに立てるのかとか、そういった事も含め、今後、十分対応させるようにするという事でございます。

それから、中学校の事でございますが、これもご心配されるのはもっともだと思います。

ただ、今回の場合、先ほども言いました、1,800人という推計は、私は人口としてはちょっと少なめ、もうちょっと多いかなという気もしますが、一応、ある程度、前後の幅を持って、事業者側も推計しております。

それで、一定の数も出ているわけですが、例えば教育委員会で、私どもがそういった事をベースに、当然、区の内部で話し合っているわけですが、同じ事業者が桃井三丁目で行っております、つい最近出来た集合住宅の団地、大体1,000戸近い住宅、マンションを作ったわけですが、そこでその時、実際に想定した子供さんの数は、三井、事業者側の考えも当然入れているわけですが、小学校、中学校を併せて、200人ぐらいを予想したのです。ところが、実際に来たのはその4分の1ぐらいだということがございまして、やはり実際には思った以上に人は増えないのではないかと。

桃井三丁目の日産の跡地よりも、今回はさらにグレードが高いという事も実際にはございますから、子供さんをたくさん抱えた方がどんどん入居されるという状況ではないと受けとめておりまして、楽観する事は確かに禁物ではありますが、教育委員会では、あまり今から足りない、大変ではないかというふうに考えるのは早計ではないかと。

それから、高井戸中学の学区域の話もおっしゃるとおりです。これから見直しをやるという事を言っておりますが、高井戸東小学校や高井戸中学校は、今、若干、空きのある状況だそうです。ですから、教育委員会の担当に来てもらい、ご説明したほうがいいのですが、私からはそんなところで、十分対応出来る

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

いう事でお答えしておきたいと思います。

以上です。

委員 人口がそれほど増えないだろうと予測するとかしないとか、そんな事を聞いているわけではなく、学校の整備をするのに、今の段階で、高井戸中学校の学区区域であるにもかかわらず、何年後には、向陽中学校に行きなさいと、もう言われているのです。そこで学校の問題、人口増加の問題を解消してしまうとするのかどうかという事をどうお考えなのか、お聞きしたいという事です。

まちづくり担当部長 大変申しわけございません。担当者が今日来ておりませんので、そういった具体的な学区区域の変更の中身は、この計画に則して申し上げますと、その点につきましても、大変不十分な答弁になるかもしれませんが、その辺はお許しいただきたいと思います。

会長 では、時間の関係で、最後に簡単に。

委員 お答えは次回で結構です。

先ほど、私の地区計画に関する質問の(4)に関して、確認する時間がございませんでした。

既存の並木の永続性について、どのように確保する方針なのかという、非常に大事な話をお願いいたしました。ここでは、歩道状空地、その他の公共施設の地区施設という事で、将来結成される管理組合とその締結というご回答でしたが、これは避難地と緑地の保全、樹木、並木の保全という事を地区計画の最大の目標にしておりますから、要するにあの並木を保全するには、こういう管理組合との協定以外に、いろいろな手法があります。それは当然、区がご存じでしょうから、次回までで構いません。その可能な手法を全部出してください。そして、その中で将来に対し、担保性が非常に危うい、こういう管理組合との維持云々というところを、なぜ選んだのか。今回でなくて構いません。要するに特別緑地保全地区から始めて、例えば、仙台の有名なケヤキ並木は風致公園になっています。いろいろな守り方があります。その守り方のノウハウはご存じかと思しますので、全部出していただき、その中で今回、歩道状空地として地区施設になさったという合理的な根拠を教えてください。それが第1点です。

それから、第2点ですが、これは 先生から、クラブハウスの耐震性云々という事で、それは困難との結論を下していますという、区のご回答でござい

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

ましたが、実は先生と一緒に、国際文化会館の保全の運動に携わりまして、私は今、庭園の調査をしております。あそこも耐震性が問題になって、経済的負担という事で、壊される寸前だったのですが、必死に努力して、ボランティアで耐震計算をしました。お金も出しました。それから、私もボランティアで、汗をかきながら庭園の調査をやっておりまして、今、庭園をどのように守るのかという事、港区の名勝に指定していただくという事で、ベースマップが要するという事でやっておりますが、やはりそういう努力、逆にこれはお聞きしたいのですが、耐震性の調査をどなたがなさって、どういう結論になったのかという事、それから庭園の調査とか、そういったものを含め、どういうふうな事を今までにやり、こういう結論になっているのかという、そういうデータを次回までをお願いします。

会長 時間が来ていますが、今日は報告があと2件あるので、すみませんが、少なくとも報告をざっと説明していただけないですか。そうでないと、いつまでもこれが残ってしまいますから。

調整担当課長 それでは、放射第5号線について説明いたします。
お手元に資料が2つあると思います。今日お配りした資料と、郵送した資料がございます。お手元にある、10月14日の資料をご覧いただきたいと思います。

一番後ろの「資料-2」をご覧ください。放射第5号線につきましては、協議会形式で、地域の方々と一緒に、環境にやさしい道路づくりを行っているところでございますが、その協議会の中で、3つの専門部会が出来ました。この図面をご覧いただければおわかりかと思いますが、道路部会、緑地部会、周辺まちづくり部会と、3つの部会が出来ております。

また、郵送しました資料をご覧いただきたいと思います。各専門部会がいろいろと検討し、第5回の検討協議会で、その専門部会の検討結果の報告が出ております。

口頭で簡単に説明いたしますが、周辺まちづくり専門部会につきましては、ワークショップ形式で、現在、まちの抱えている課題、問題等、あるいは方法、将来整備された時の課題、問題等を話し合い、あるべきまちの姿、あるべきまちの将来像はどういったものであるかというところを目標に、会議を進めているところです。

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

次に、道路専門部会ですが、道路の構造は、都市計画の範囲内で最大限検討していくという事、専門部会のアイデア、案を集めて検討していくという事で、現在そういう形で部会が進められております。今、12の案が出てきて、これからだんだんと絞られてくるというふうに思っております。

次に、緑地専門部会でございますが、現在、現況の自然環境の調査を行っております。既存の緑の保全活用が緑地専門部会の目的でございますから、それに向け、今後、部会については進められていくと考えております。

また、この第5回の検討協議会の中で、検討協議会のスケジュール案が出ております。

「資料 - 1」をご覧になっていただきたいと思っております。

来年の大体11月を目途に検討協議会の報告書を出し、これについて事業に反映していくという考え方が示されております。また、「協議会だより」の発行も予定されております。

この中で、報告事項として事業認可、申請について報告がございました。

「資料 - 2 - 1」をご覧いただきたいと思っております。

事業認可という事で、測量結果についての報告がございました。現況測量、用地測量が順調に推移しているという事です。次に「資料 - 2 - 2」をご覧いただきたいと思っております。「個別相談会について」という事で、沿道の方々に対する不安の解消と、事業に対する理解と協力を得るための個別相談会を、東京都が平成16年、17年と実施しております。平成16年の実施内容では、道路計画・測量・工事等に関する相談の中で、スケジュールについての相談が多かったという事、用地補償に関する相談の中では、用地補償、税金、生活再建の相談が多かったと聞いております。

次に、「資料 - 2 - 3」をご覧いただきたいと思っております。

事業認可申請についてという事で、東京都としては、早く生活を再建したいという地域の方々の要望に応えるため、事業認可申請をするという説明がございました。この事業認可申請でございますが、税金の優遇措置の一例として、5,000万円の特別控除等があるという説明がございました。

次に、「資料 - 2 - 4」をご覧いただきたいと思っております。

検討協議会の意見を、どういう形で今後反映するのかという意見がございました。

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

東京都の説明でございますが、先ほどスケジュールで説明しましたとおり、検討協議会の報告書につきましては、18年度以降、報告し、それを事業へ反映していくという説明がございました。

簡単ではございましたが、以上で放射第5号線についての説明を終わらせていただきます。

会長 どうもありがとうございます。

では、続きまして、「東京外かく環状道路について」を。

調整担当課長 東京外かく環状道路につきましては、皆さんご承知のとおり、高架から地下への計画変更という事が視野に入ってきました。仮にそういった都市計画変更をした場合、東京都の都市計画変更という事で、杉並区都市計画審議会でもご意見をいただく事になると思います。

それに先立ちまして、東京外かく環状道路の今までの推移について、国と東京都、杉並区の方針及び考え方について簡単に説明したいと思います。

計画の概要につきましては、記載のとおりでございます。

また、杉並区における計画概要についても、記載のとおりでございます。

現在までの経緯の概要でございますが、昭和41年7月に都市計画決定を行いました。昭和45年10月には、建設大臣が地元との話し得る条件の整うまでは強行すべきではないという、いわゆる凍結宣言を行い、そのまま事業が凍結される状態が続きました。平成11年から東京都知事が、武蔵野市、練馬区の現地を視察し、平成13年1月には、国土交通大臣が現地を視察しております。平成13年4月に、現計画を地下構造に変更する、東京外かく環状道路の計画のたたき台が公表されております。

「資料-1」をご覧いただきたいと思います。

この表紙の中で、赤丸の点線があるのですが、その部分が問題の関越道から東名高速の部分でございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

このたたき台のポイントが5つございます。この中の、「ジャンクションとインターチェンジについて」です。地下構造が前提という事でございますが、ジャンクションについては、関越道、中央道、東名高速と交差する3カ所に設置するという事、インターチェンジにつきましては、地域の意向や交通状況を考慮し、それぞれどのように設置するか、設置の有無を含めて検討するという

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

たたき台が発表されました。

また最初の表紙に移っていただきたいと思います。

その後、平成14年6月にP I外環沿線協議会等が開催され、平成15年1月には国と東京都が、東京外かく環状道路に関する方針、同年3月には国と東京都が引き続き方針を公表しました。

杉並区でございますが、平成15年6月に青梅街道インターチェンジに係わる杉並区の方針を発表しました。

「資料 - 2」をご覧くださいと思います。

こちらでございます。「東京外かく環状道路に関する方針について」という事で、丸印が2つあるのですが、基本的には沿線への環境を小さくするため、地下構造で、早く、安く完成出来るよう十分考慮すると。検討に当たっては、トンネル構造については3車線で、「たたき台」より小さくする。3つ目の黒点ですが、また、インターチェンジについては、インターチェンジ無しを検討の基本とするという方針が出されました。

次の「資料 - 3」をご覧くださいと思います。

これの2つ目の丸をご覧ください。平成15年3月の方針では、インターチェンジについて、今後、地元の意向等を踏まえながら、設置の有無について検討する、というところまでは1月の方針と同じでございますが、後段部分に、その際、設置要望のあった青梅街道インターチェンジについては、さらに地元の意向を把握していく、とあります。これを受けまして、「資料 - 4」をご覧ください。

杉並区としては、これを受けて、方針を出しております。

「みどり豊かな住宅地である善福寺地域の環境保全を重視すると、この地にインターチェンジは建設すべきではない。杉並区は、大深度地下を活用した外環の整備には基本的に賛成するが、青梅街道インターチェンジの設置には反対する。」という方針を出しております。

また、表紙をご覧くださいと思います。

先ほど申し上げたP I外環沿線協議会、P I外環沿線会議、地域での意見を聞く会等を踏まえ、平成17年9月、「東京外かく環状道路についての考え方 - 計画の具体化に向けて - 」が公表されております。これを今日一番、ご説明したいところでございます。

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

「資料 - 5」をご覧いただきたいと思います。

後段の部分ですが、「今般、これまでの検討を踏まえ、外環の整備による首都圏の交通渋滞や環境の改善、経済効果、都市再生に果たす役割等から、沿線地域をはじめ首都圏全体として、外環の必要性は高いと判断し、計画の具体化に向けた考え方をとりまとめた。」という事で、本線については、特に変わっておりません。

次のインターチェンジについてでございます。都市計画では高架でございますが、5つのインターチェンジが都市計画決定されておりました。しかし、この新しい考え方では、5つのインターチェンジのうち、「周辺の交通状況や利便性、地元の意向等を踏まえ、目白通り、青梅街道及び東八道路の3箇所にインターチェンジを設置し、国道20号及び世田谷通りにはインターチェンジを設置しない案とする。」とあり、インターチェンジについて、はっきりとした考え方が示されております。

次に、青梅街道インターチェンジでございますが、練馬区内に関越道方向へ出入り可能な構造という事で、この図面の裏をご覧ください。

下に青梅街道インターチェンジについての図面がございます。こちらの部分になります。

杉並区内には、先ほど申し上げたとおり、ランプが設置されておられません。練馬区内のーフインターとなっております。青梅街道から赤い矢印が外環への入り口、青い矢印が外環から青梅街道への出口という事で、考え方が出たという事でございます。

次に、「資料 - 6」をご覧いただきたいと思います。

国交省と東京都は考え方を出し、その後、具体的な計画概念図を公表しております。

こちらに10枚、外環計画概念図がございます。その中の8枚目をご覧ください。

これが青梅街道インターチェンジの詳細な概念図という事で、黄緑色の部分が、地表部のその他の施設でございます。青梅街道と千川通りの間に、この黄色と緑色の部分が出てくるという事で、この部分については移転家屋を示す部分と重なっているというふうに聞いております。

「 - 」の断面図が、左の方にございます。こちらをご覧くださいと、掘

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

割のインターチェンジランプのオンの部分、オフの部分、そのランプから環境施設帯があるのがおわかりになると思います。

また、この図面の中に少し見づらいのですが、千川通りの近傍に換気塔が示されておりまして。

簡単ではございましたが、以上で東京外かく環状道路についての説明を終わらせていただきます。

会 長

ご質問を受けますか。今日は報告だけにさせていただきますか。

では、今日の審議をこころ辺で一応、終わりますが、最後に事務局から連絡事項はありますか。

都市計画課長

それでは、事務局からご報告を1点させていただきます。

皆様ご存じかとは思いますが、当委員会の村上委員が、この度、秋の褒章で、黄綬褒章を受賞されました。ここに謹んでお祝い申し上げます。どうもおめでとうございます。

(拍手)

今後ともよろしくお願いたします。

それでは、次回の都市計画審議会の日程でございますが、次回はこの高井戸東一丁目地区計画に関する議案がございますので、11月30日の水曜日に開催させていただきたいと存じます。

時間につきましては、当日、議会の開会期間中で、委員会が開かれる見込みとなっておりますので、午後4時から開催させていただきたいと存じます。委員会が午後4時までに、どうしても終わらないという場合には、大変恐縮でございますが、少しお待ちいただくケースが出てくるかもしれません。そういう事で、他の委員には申しわけございませんが、よろしくお願いたします。

場所でございますが、区役所6階の第4会議室を予定してございます。

詳細につきましては、追ってお知らせをいたしますので、日程の調整等、よろしくお願いたします。

会 長

今回の整理をちょっとしておきますと、高井戸東一丁目については、避難地についての根拠をもう少し明確にする。東京都が全部正式に言うようにするには、建築確認申請が出なければ、片方は出来ないと言うし、建築確認は都市計画決定していないのに、それを出せるかという事になりますから、今の段階で出来る事という条件で結構です。それを尊重するという事は、いろいろな協議

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

とか協定という格好で結んでいく、という事が前提でいいですから、もう一度、こういう事であるという事、それから先ほどの南側の緑地については、しっかりとした絵で説明し、どういう意図からこれでいいと言っているのか、要するにエコの道を作ると言う事だと、おかしいのではないかとされていますから、どういう事まで許容し、あるいは断念したのかという事がわかるようにしていただきたいという話、もうひとつは、これまでの事業者との協議経過を、もう少し明確なものにしていただけたらどうかという話があったと思います。

それから、これは都市計画決定以外の事ですが、クラブハウスの保存について、その建築家のグループがやっているの、どうするのだという事を三井に確認。それと、杉並区としては、どこまでそういうサポートが出来るのかと言う態度表明の部分があるかと思うのですが、そういうことを整理する。

それから、都市計画決定区域外の事ですが、先ほどから出ているように、こういうプロジェクトが出来た時の、周りへの影響、例えば中学校の問題、それから踏切の問題について、先ほど回答になっていると思うものもありました。例えば踏切について、今、京王電鉄とこういう交渉をしていると。そういう事でいつ出来るかはまだ決まらない。交渉しているところだという事を、情報として皆さんにお渡しする。何にもしていないのではない、自分たちとしては最大限、やっているという事がわかるようにしていただきたい。

それから、最後の工事車両の事、これはなかなか一般論では言えない。例えば、本当に入れようとすれば、大混雑が起こらない時に入れればいいのです。そうすると、深夜、真夜中に入れていいのかと。逆に言うと、今、いろいろなところで工事をやっていますが、朝の5時、4時から6時の間に入れてしまい、静かにしている。9時以降に工事をする時に音を出す。それまでは静かに、わからないように持って行ってしまおうというのは、いろいろな現場でかなりやっているのです。そうすると、渋滞にもはまらないという事もありますから、これでだめだというわけではない。

ただ、どんな工夫をするかと言うと、今、ここにいる担当課の方だけでは出来ない。警察の方も必要でしょうし。だけど警察も、今は一般道だから、何とも言えないのですよ。どんな重機が、いつ頃欲しいのかというところまで特定しないと。けれども、どのようにするのかというような事についての姿勢でいいですから、皆さんに文書で答えてあげたほうが、多分いいと思うのですね。

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|------|
|-----|------|

そういうことに注意して、出来たらそれは次の審議会の前に、皆さんにお届け出来るような努力をしていただければと思います。

以上です。

委員 会長、すみません。補助第215号線に関しては、お答えをいただいております。この点に関しては区施工で、まさに区の責任ですから、きちんと答えてください。

会長 はい、補助第215号線ですね。

委員 それから管理形態と並木の保全に関する公的な見解です。

会長 以上です。

それでは、長時間ありがとうございました。これで終わりにします。

- - 了 - -